

経営者や後継者以外の方が株主となってもいいんですか？

経営者や、将来その会社の経営を承継する予定の後継者以外の方が株式を保有している場合、円滑に経営を継続していくうえで、必要な場合は当該株式を買い取ることの検討も必要かもしれません。たとえば、株式を保有していた役員や従業員が退任、退職した場合、あるいは、株式を保有していた重要な取引先との取引がなくなった場合や、取引が継続しているとしても、その取引先の経営者が変わった場合、そうした株主は今後も会社の経営に協力してくれるでしょうか。退任した役員や退職した従業員に相続が発生し、会社の株式が相続されることもあるでしょう。その相続人は会社の経営に協力してくれるでしょうか。経営者やその後継者以外に株式が分散している場合は、たとえば、次のようなリスクが生ずる場合もありますので、必要に応じて、会社や経営者あるいはその後継者が当該株式を買い取る等の検討をしたほうが良い場合があります。会社の株主の状況を把握する前提として、「株主名簿」を整備し、管理することは、そうしたリスク管理の第一歩となります。

☐ (1) リスクその1「決議要件」

経営者及びその後継者以外の株主が会社の株式の議決権の過半数を保有している場合は、経営者とその後継者のみで株主総会の決議を成立させることができなくなり、円滑な経営を妨げる原因にもなり得ます。また、経営者とその後継者で過半数の議決権を保有していたとしても、経営者とその後継者以外の株主の議決権が3分の1を超えている場合は、経営者とその後継者のみで株主総会の特別決議(会社法第309条第2項)を成立させることができなくなり、株主総会で重要な決定をすることができないこともあり得ます。

☐ (2) リスクその2「株主としての権利」

経営者及びその後継者以外の株主が、たとえ1株しか保有しておらず、株主総会の決議の成立には影響しないような場合であっても、株主であれば行使できる権利があります。

たとえば、グループ会社の組織を見直すため、会社を合併しようとした場合に、1株しか保有していない株主が反対することもあります。この場合、当該株主は、株式を買い取るよう請求することができます。ただし、一定の場合には、合併自体をやめるよう請求することもできません。もちろん、当該請求により、必ず合併ができなくなるわけではありませんが、会社、経営者及び後継者はそれに対応することが必要となります。

それ以外にも、株主総会議事録や取締役会議事録等の閲覧権や、取締役会を設置していない会社では、1株しか保有しない株主であっても、株主総会の議題の提案権もあります。

また、保有する株式を会社にとって好ましくない者に譲渡することも可能で、仮に当該株式の譲渡による取得を会社が承認しない場合であっても、当該株式の買取り請求に対応しなければならぬことも想定されます。

check3